

2. 各文献センターにより多少の差異はあるが、当初の期待ほど学外者の利用が充分でなく、また文献複写等のサービスも充分に行なわれていない状況にある。その最大の原因は広く研究者の利用に足る人員の不足にあると思われる。現在各文献センターとも 7 名の定員が附与されているが、欠員不補充の原則により、現状はそれを下まわる現員を持つのみである。これらのサービスを行なって行くためには最少限度 10 名は必要であると思われる。
3. さらに、単に人数の増加にとどまらず、各文献センターがその機能を発揮しうるためには、名実とも専門研究者が配置される必要がある。

7-47

庶発第 492 号 昭和 48 年 5 月 17 日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

（写送付先：人事院総裁、総理府総務長官、国家公安委員会委員長、行政管理庁長官、北海道開発庁長官、防衛庁長官、経済企画庁長官、科学技術庁長官、法務、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、郵政、労働、建設および自治各大臣）

国立大学および国立研究機関の定員を削減しないことについて（要望）

標記のことについて、本会議第 50 回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

先般、政府は国家公務員の定員を、昭和 48 年度から 3 年間で 5 % 削減するという国家公務員の計画的削減構想を明らかにしました。

元来、国立大学および国立研究機関は、教育並びに学術研究において極めて重要な役割を果たしているにもかゝわらず、その要員は現在むしろ不足している実情にありますので、この上更に削減が行なわれることは、わが国の教育・研究上憂慮に堪えません。

よって、政府は国立大学および国立研究機関の定員を削減しないよう強く要望します。

7-48

庶発第 498 号 昭和 48 年 5 月 17 日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部、通商産業、運輸、郵政、および、建設各大臣）

宇宙基本法の制定について（申入れ）

標記のことについて、本会議第 50 回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

政府は、今国会において宇宙開発委員会設置法を成立せしめ、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとしているが、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットならびにこれに附隨す